

1. 事業の必要性・概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質による環境汚染が懸念されることから、放射性物質による環境の汚染状況を把握し、一体的でわかりやすい情報提供を行うため、総合モニタリング計画に基づき、関係省庁等が連携し、モニタリングを実施している。

このため、環境省において、放射能汚染が特に懸念される地域（福島県及びその近隣県）の公共用水域において放射性物質のモニタリング調査を行う。

2. 事業計画（業務内容）

水環境の放射性物質による汚染状況の推移を把握するため、福島県及び近隣県の公共用水域において、定期的に水質、底質、水生生物を採取し、放射性物質濃度の測定等を実施。

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
水環境放射性物質 モニタリング調査				

3. 施策の効果

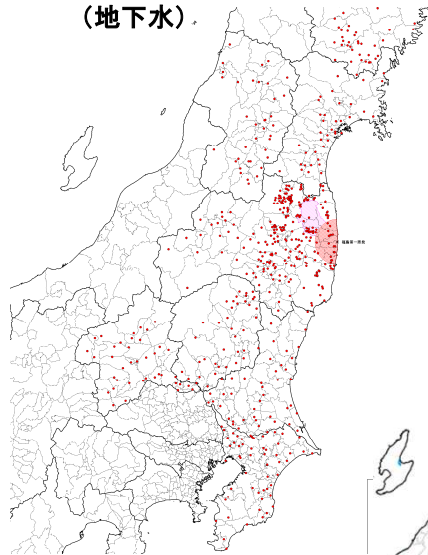
放射性物質に係る環境汚染の状況把握を行い、適切に情報提供を行うことで、住民の不安解消と復旧・復興に資する。

放射性物質モニタリング(水環境・地下水)

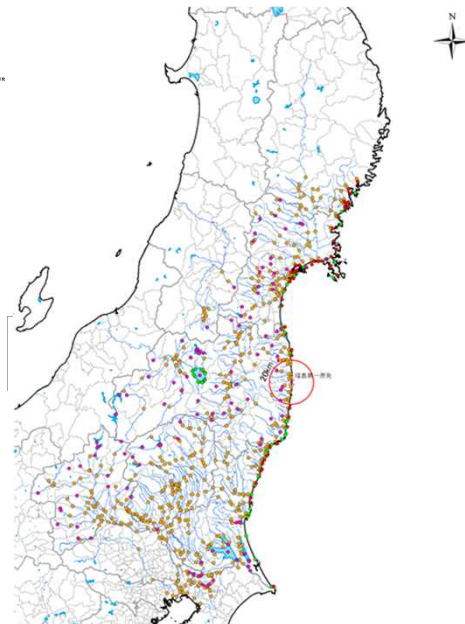
- 東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質による環境汚染が懸念。
- 放射性物質による環境の汚染状況を把握し、一体的でわかりやすい情報提供を行うため、総合モニタリング計画(平成23年8月モニタリング調整会議決定、平成24年4月改定)に沿って、関係省庁等が連携し、モニタリングを実施。
- 環境省は、総合モニタリング計画に基づき、河川、湖沼等の水環境、地下水等のモニタリングを実施。

モニタリング調査地点図イメージ

福島県及び近隣県においてモニタリングを実施
(地下水)



(水環境(河川、湖沼等))



試料採取風景

(地下水)



(河川・水質)



(湖沼・底質)

